都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十五年七月十九日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　許可番号

平成二十五年五月七日奈良県指令高土第二五―三号

二　検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証　平成二十五年七月九日高土第八一一号

公共施設に関する工事の検査済証　平成二十五年七月九日高土第三三四号

三　開発区域に含まれる地域

香芝市藤山二丁目一一五二番一及び一一五二番三

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市旭ヶ丘一丁目二九番地の二

株式会社関西ハウジング　代表取締役　西浦克至

五　公共施設の種類、位置及び区域

道路　香芝市藤山二丁目一一五二番一及び一一五二番三の各一部

下水道　香芝市藤山二丁目一一五二番一及び一一五二番三の各一部